



## 一般財団法人 日本医学物理士会 入会金及び会費に関する細則

2015年6月1日

### (目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）の定款第36条に基づき、正会員、準会員、賛助会員の入会金及び会費に関して定める。

2 定款による以外は、この細則による。

### (入会金・会費)

第2条 本会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 無料
- (2) 準会員 無料
- (3) 賛助会員 無料

第3条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 6,000 円
- (2) 準会員 年額 6,000 円
- (3) 賛助会員 年額 50,000 円

第4条 賛助会員は、広告に関する細則に基づき広告料を納付した場合、当該年度の会費の納付を要しない。

### (附則)

第5条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。ただし、第2条及び第3条の入会金及び会費の金額を改正する時は、評議員会の決議を必要とする。

第6条 この細則は、評議員の決議を得た期から適用する。